

令和4年度 宇美町立井野小学校いじめ防止基本方針

宇美町立井野小学校

1 井野小学校いじめ防止基本方針の目的

「いじめの未然防止」「早期発見」「いじめに対する措置」について、具体的な実施計画や実施体制を全職員で共通認識・理解を図り、推進することで、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校を目指す。

2 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

『児童に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの』と定義する。心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し適切に対応すること。インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応すること。

(2) いじめ防止への基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。学校いじめ防止基本方針の各学校のホームページへの掲載等の措置を講ずるとともに、学校いじめ防止基本方針を必ず入学時・各学年の開始時に児童、保護者、関係機関に説明すること。

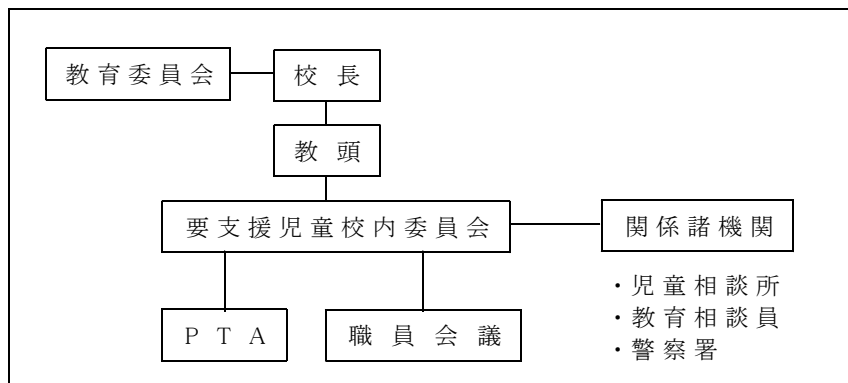
3 いじめ防止対策組織

(1) 要支援児童校内委員会（いじめ問題対策校内委員会）

- ・ 構成員
校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主任 養護教諭 特別支援コーディネーター
通級担当 学年主任 必要な場合：宇美町学校教育課 SC・SSW
- ・ 定例会 毎月第1木曜日 15:40～校長室にて
- ・ 役割
① 年間計画の策定 ②取組の企画・推進（未然防止、早期発見、解消、評価）
③ 教職員の意識啓発（校内研修の場の設定） ※「いじめに関する校内研修ツール」
④ 保護者、地域への情報発信及び啓発 ⑤ 他機関との連携

(2) 職員会議時での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。（いじめ事案発生時は緊急開催とする。）



【いじめ防止対策組織】

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図ること。

教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得ること。性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断すること。

- ① いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする。)
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

4 いじめ未然防止のための取組(※年間指導計画は別表)

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「学校生活アンケート」やQU検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 人権教育・道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- QU検査結果の考察と対応策(学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など)を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 毎月の「学校生活アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動のなかで、協力・協調することを学習し、人とよりよくかかわる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- かがやき・あおぞらなどの資料を使い、インターネット使用の際のモラル教育を徹底する。
- インターネットを通じて行われるいじめの内容について、リーフレット等を保護者へ配布し、周知する。

5 いじめ早期発見のための取組(※年間指導計画は別表)

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

福岡県PTA連合会の「いじめ撲滅月間」の取組と連携し、いじめに関する啓発資料や「いじめチェックリスト」を学期に1回保護者へ配布し、保護者の意識を高める。また、保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。さらに、必要に応じて、町の教育相談組織、子育て支援課、教育委員会、中学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎月「学校生活アンケート」の実施

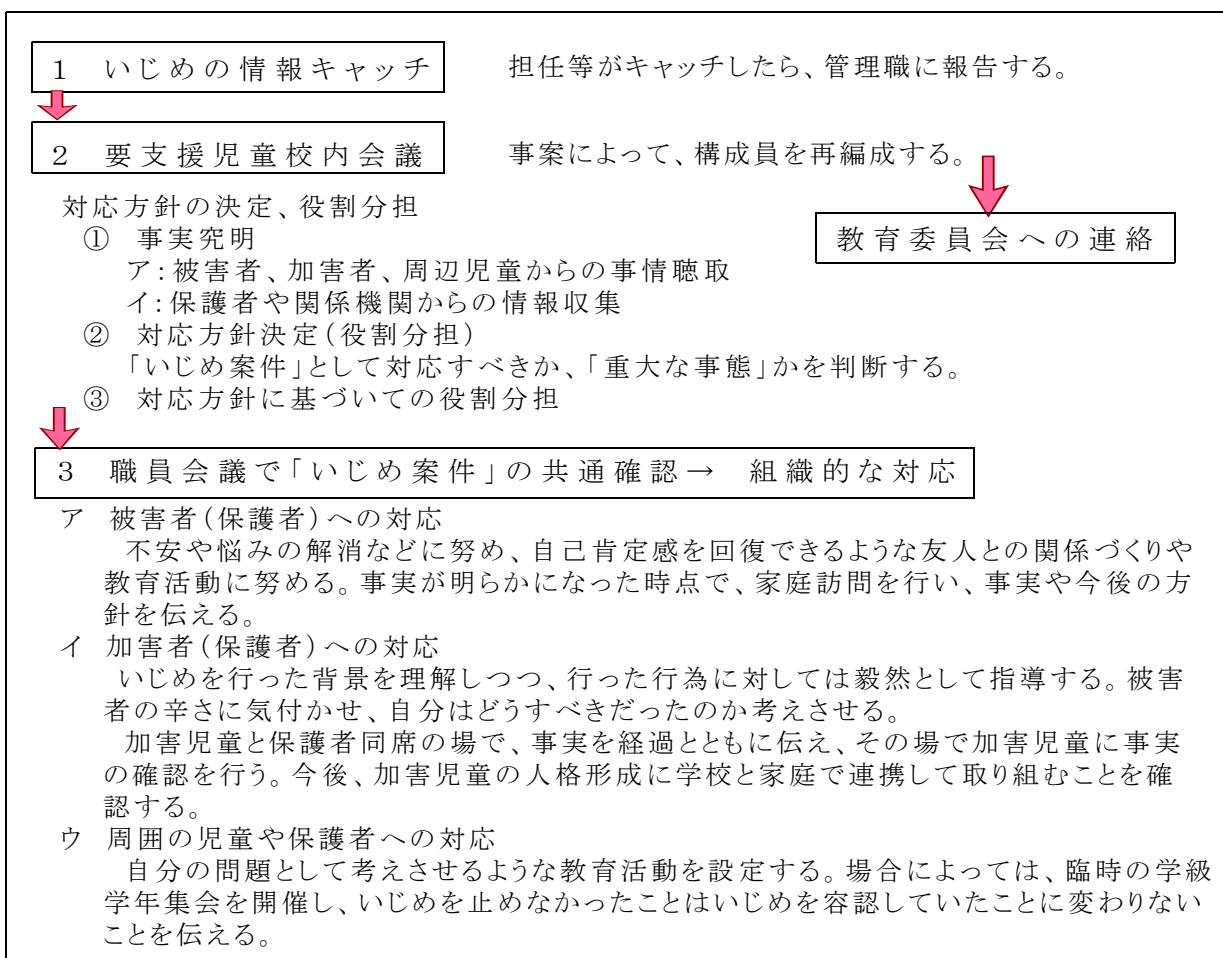
毎月第一週目に、「学校生活アンケート」を実施する。実施後、学級担任により教育相談を行った結果を「要支援児童校内委員会」で検討し、「いじめ事案」かどうかの判断を行う。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。また、委員会活動やクラブ活動等での様子を全教職員で共有する。

6 いじめを認知したときの対応

(1) 発見からの組織的な対応



教育委員会への連絡

(2) 重大事態への対応

- ・ 「いじめの重大事態」の定義（「いじめ防止対策推進法」より）
 - ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
- ・ 重大事態への対処
 - ア 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告し、協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - イ 上記組織を中心として、事実関係の調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。